

## 協議事項 1

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和4年3月23日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

[神戸市立学校園における感染確認状況]

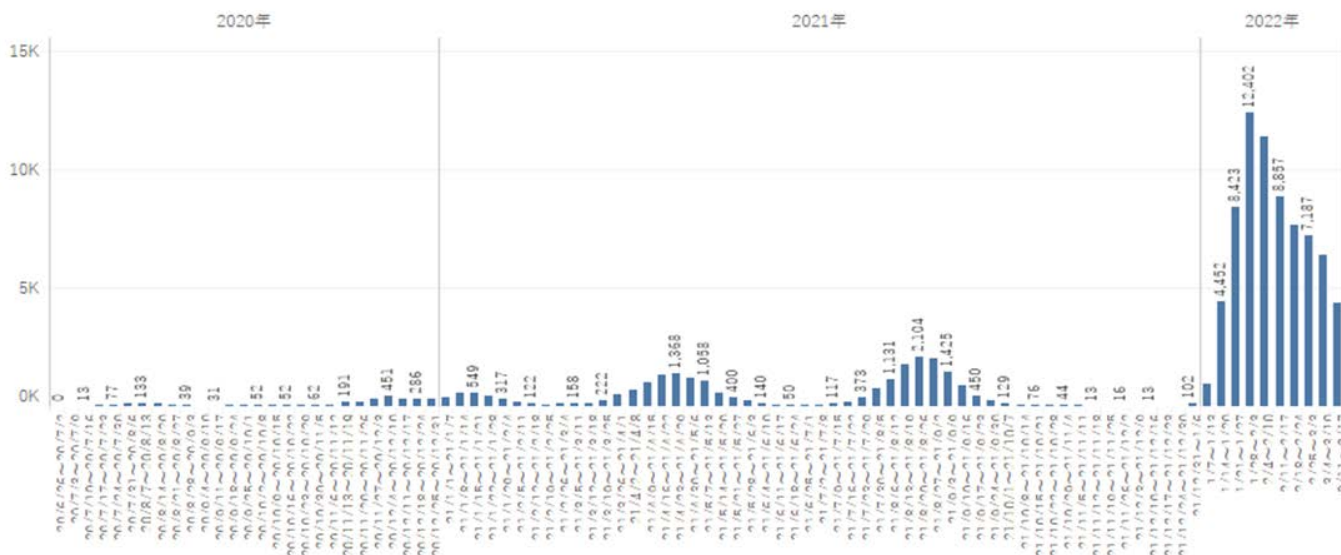
学校園における感染者の推移 (R4.3.17 現在)

(人)

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高专	児童生徒計	教職員	総計
令和2年7月		3	3		1	7	1	8
令和2年8月		9	2		2	13	3	16
令和2年9月		24	4			28	5	33
令和2年10月		5	5		1	11	0	11
令和2年11月		19	10			29	1	30
令和2年12月		20	20	1	3	44	6	50
令和3年1月		40	51	1	5	97	7	104
令和3年2月		4	7			11	0	11
令和3年3月		19	6		2	27	4	31
令和3年4月	1	102	78	3	16	200	31	231
令和3年5月		87	62	5	14	168	22	190
令和3年6月		4	2		6	12	2	14
令和3年7月		13	38		6	57	2	59
令和3年8月	4	231	138	10	68	451	30	481
令和3年9月	6	228	128	8	38	408	13	421
令和3年10月	4	29	23	1		57	1	58
令和3年11月		12	3		1	16	0	16
令和3年12月		3				3	1	4
令和4年1月	14	1,777	746	29	248	2,814	250	3,064
令和4年2月	65	4,355	1,145	74	241	5,880	401	6,281
令和4年3月	28	2,391	440	31	92	2,982	188	3,170
合計	122	9,375	2,911	163	744	13,315	968	14,283
令和2年度累計	0	143	108	2	14	267	27	294
令和3年度累計	122	9,232	2,803	161	730	13,048	941	13,989

【参考】神戸市における感染者数の状況

新規感染者数の推移



## 神戸市立学校園の学級閉鎖等の状況（新型コロナウイルス関連）

神戸市立学校園における学級閉鎖等の状況をお知らせします。

### 1. 学級閉鎖等の状況（令和4年3月17日現在）

	学級閉鎖	学年閉鎖	臨時休業
幼稚園	—	—	—
小学校	21校 32学級	1校 1学年	—
中学校	5校 5学級	—	—
特別支援学校	2校 6学級	1校 1学年	—
高等学校・高専	—	—	—
計	28校 43学級	2校 2学年	—

※学級閉鎖の学校数・学級数には、学年閉鎖・臨時休業により閉鎖している学校数・学級数を含まない。

※義務教育学校の前期課程は小学校に、後期課程は中学校にそれぞれ含む。（以下同様）

※風評被害を防止する観点から、学校名の公表は差し控えることとします。

### <学校園での児童生徒の受け入れ>

学級閉鎖等の期間中、家庭での見守りが困難であれば、原則として学級閉鎖等の3日目以降にPCR検査等を受検し、陰性が確認された場合、当該校において受け入れを行います。

### 2. 感染不安等の理由により登校園していない児童生徒等の人数

	2月21日	2月28日	3月7日	3月14日	在籍数
幼稚園	21名	26名	8名	5名 (0.4%)	1,282名
小学校	1,166名	847名	829名	585名 (0.8%)	73,524名
中学校	754名	569名	491名	194名 (0.6%)	34,131名
特別支援学校	60名	68名	49名	38名 (3.3%)	1,158名
高等学校・高専	14名	10名	1名	0名 (0.0%)	7,004名
計	2,015名	1,520名	1,378名	822名 (0.7%)	117,099名

※（％）は在籍数に対する割合

### 3. オンラインによる学習支援

学級閉鎖等となった小中学校の児童生徒や感染等により登校していない児童生徒、感染不安等により登校していない児童生徒に対しては、学習保障や学校とのつながりの確保の観点から、オンラインによる個別面談・朝の会や短時間授業、授業ライブ配信、デジタルドリル、プリント教材等を組み合わせながら、学習支援に取り組んでいます。

## 市立学校園の対応について

令和4年3月22日  
神戸市教育委員会

市立学校園においては、感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

### 1. 基本方針

- (1) 感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動については、さらなる感染症対策を行う。
- (3) 感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校していない児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障する。

### 2. 感染防止対策の徹底

- (1) こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
- (2) 児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- (3) 給食及び昼食時は、以下の対応を徹底する。
  - ① 食事の前後の手洗いを徹底する。
  - ② 飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
  - ③ 食事をする時以外は、必ずマスクを着用する。

### 3. 学校活動

#### (1) 学習活動

##### ① 音楽

- ・ 歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し児童生徒同士の間隔を十分確保すること等感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。
- ・ リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏についても、国の通知等を踏まえ、児童生徒同士の間隔を十分確保すること等感染防止対策を徹底した上で行う。
- ・ 常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。

##### ② 体育

- ・ 「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」「児童生徒が近距離で組み合う運動」は、屋外で実施したり、少人数で行ったり時間や回数を絞る等、

工夫して実施する。

### ③調理実習

- ・調理実習は、履修しなければならない内容に絞り、感染防止対策を徹底した上で行う。

### (2) オンラインによる学習支援等

- ・学級閉鎖や感染不安等により登校していない児童生徒に対して、速やかにオンラインによる学習支援（オンラインによる個別面談・指導、授業ライブ配信、オンライン授業等）を実施し、きめ細やかに学習状況や健康状態の確認を行う。
- ・感染不安等により登校していない児童生徒が、原則、オンライン等による学習支援に参加する等、一定の要件を満たす場合には、「出席」の扱いとする。（神戸市に「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が適用されている期間を対象）

### (3) 学校園行事等

- ・感染防止対策を徹底した上で修学旅行・校外学習、保護者が参加する学校園行事、運動会・体育大会・文化的行事（文化祭、音楽会等）の実施を可能とする。

### (4) 部活動

#### ①中学校・義務教育学校

- ・平日週4日間、各日2時間以内、土日いずれか1日、3時間以内とする。

#### ②高等学校

- ・平日3時間程度、週休日5時間程度とする（準備や片付けを含む）。
- ・休養日を週当たり1日以上設定する。

#### ③対外試合等（公式戦を除く）

- ・対外試合等を実施する際には、参加人数、移動方法などを十分検討する。

#### ④合宿等、宿泊を伴う活動

- ・宿泊を伴う活動は、その効果を十分に検討した上で実施するものとし、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定する（学校での宿泊は不可）。

#### ⑤公式戦

- ・高体連・高野連・中体連・文化関係連盟・中央競技団体等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加にあたっては、感染防止対策の徹底を図る。

## 4. 心のケア等

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮する。
- ・学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

## 5. 学校施設開放事業

- ・感染防止対策を徹底した上で利用を可とする。

## 6. 教職員の服務及び研修等

### (1) 不要不急の外出の自粛及び 20 時以降の勤務の抑制

- ・感染拡大防止の観点から、人出の多い場所への外出・移動は極力避ける。
- ・緊急時の対応等を除き、遅くとも 20 時までに教職員が退勤できるよう、効率的な業務遂行に努める。なお、定時制高等学校及び夜間中学校においては、勤務時間終了後、速やかに退勤するように努める。

### (2) フレックスタイム制の利用

- ・通勤中の人と人との接触機会の低減を図るため、学校園の運営に支障がない範囲でフレックスタイム制の利用により、積極的に時差出勤を行う。

### (3) 研修等

- ・感染防止対策を徹底した上で集合研修の実施を可とする。

## 7. 社会教育施設

- ・青少年科学館については、金曜日・土曜日・日曜日・祝日は 19 時まで、月曜日から木曜日（祝日除く）までは 16 時半までの開館とする。